

『柏市いじめ防止基本方針』  
及び  
『いじめ問題対応の手引き』  
改訂案

指導課生徒指導室

# 『柏市いじめ防止基本方針』改訂案

## 基本理念

- いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともにその後の成長に深い傷を残し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。
- いじめから児童生徒を守るためには、児童生徒に関わる大人一人ひとりが、「いじめはどの児童生徒にもどの学校でも起こりうるものである」ことを共有し、それぞれの役割と責任を自覚するなかでいじめの防止に取り組んでいく必要がある。
- 子どもがいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければならないという強い決意で取り組まなければならない。

# 学校を支援するための体制整備

## 生徒指導室の設置

- 児童生徒の生活面，安全面を集約し，長期欠席対策，いじめ防止，教育相談，学校安全対策を強化
- 生徒指導の諸問題に対して様々な学校支援を行う。

# 人的支援

## 【スクールソーシャルワーカーの派遣】

いじめや不登校, 暴力行為, 児童虐待等児童生徒の様々な問題行動に対してスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)を派遣します。児童生徒が置かれた環境の問題(家族, 友人等)への働きかけや児童相談所等の関係機関との連携・調整を行います。

## 【柏市問題対策支援チームの派遣】

指導主事・SV・SSW等でチームを組み学校に派遣します。柏市内小中学校のいじめ等の学校が抱える多様な生徒指導上の課題や問題に対して, それぞれの専門性を生かしたアドバイスで、学校を支援します。

## 教職員の研修の充実

### いじめ問題対策リーダー研修会

- 10年目経験者研修の中にいじめ問題への対応力を高めるため、いじめの未然防止，早期発見，適切な対応力を身につけることを目的とした「いじめ問題対策リーダー研修会」を実施

## いじめの未然防止のための取り組み

### 傍観者教育

- いじめには加害者・被害者のほかに「傍観者」があり、いじめの早期発見・解決するためには傍観者の行動が重要になってきます。その傍観者の意識を育成することを目的に中学校1年生の全学級を対象に傍観者教育を実施

## いじめの早期発見に対する取り組み

### アンケートの実施

- 学期1回のアンケートの実施と教育相談
- 加えて月1回のペースで実施
- アンケート調査結果を複数の教員でチェックする。

# アプリの導入

- 柏市立の中学校に在籍している中学生のいじめの早期発見，早期対応，抑制力が目的。



## いじめへの対応

### インターネットを介してのいじめへの対応

- ① SNS・学校裏サイト等のインターネット上のいじめから児童生徒を守るために柏市少年補導センターにネットトラブル相談窓口の開設
- ② 柏市学校警察連絡協議会と共同で毎年、市内小中高等学校の児童生徒のスマートフォンの実態を把握するために生活実態調査の実施
- ③ サイバーパトロールを実施し、柏市内小中高等学校の学校裏サイトや児童生徒のツイッター等のインターネット上の不適切な書き込みを監視し、見つけた場合は学校に通報

# 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る 児童生徒への理解と対応

- 平成29年度から3年間で、柏市のすべての教職員を対象に、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒の理解のための研修の実施
- 児童生徒が相談しやすい環境を構築するため、図書室や保健室に関連図書を整備
- 児童生徒への指導及び理解のための指導教材等の研修を進め、人権教育を推進

# 学校いじめ防止基本方針の策定

## 学校評価

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともにいじめ防止に係る達成目標(アンケートの実施, 校内研修, いじめを許さない環境づくり等)を設定し, 学校評価において目標の達成状況を評価

# 学校の取り組み

## いじめの解消

①いじめは謝罪をもって安易に解消と判断せず，少なくとも下記の2つの要件が満たされている必要がある。ただし，これらの要件が満たされている場合であっても，必要に応じた事情も勘案して判断

ア. いじめに係る行為の解消

・被害者に対する心理的又は物理的な影響（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月継続していること。

イ. 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと

・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

・また，いじめが解消している状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，学校の教職員は当該生徒について，日常的に注意深く観察します。

②いじめの解消に至っていない段階では被害児童生徒を守り通し，その安全・安心を確保します。

# 重大事態の発生と調査（法第28条）

## 調査主体

- 学校から重大事態の報告を受けた場合、教育委員会はその事案の調査を行う主体を学校とするか、教育委員会とするかについて、関係する保護者の要望を十分に把握した上で判断します。

# 調査を行うための組織について

- 教育委員会が調査を行う際には、※柏市いじめ重大事態調査検証委員会を立ち上げ、公平性・中立性を確保するよう努めます。関係する保護者の要望を十分に把握し、調査責任者は教育委員会事務局職員から教育長を含む課長職以上の者に教育長が命じます。
- 学校が調査を行う際には、校内いじめ防止対策委員会を母体として、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるようにします。教育委員会は学校の要望に応じて人材を派遣する等の支援を行い、連携して調査に当たります。

# 柏市いじめ重大事態調査検証委員会

- いじめに係る重大事態についての教育委員会における調査に客観性, 公平性, 中立性, 透明性, 信頼性を持たせるために, 第三者機関を設置して調査・検証を行うことを目的とした教育委員会の附属機関です。
- 弁護士・医師・学識経験者・スクールカウンセラー他を構成員としています。

# 『いじめ問題対応の手引き』改訂案

## はじめに

- ・全国中学生人権作文コンテスト入賞作品
- ・P.2の文章

(前略)日頃から教職員間で情報交換を行いながら、いじめに関する情報が共有され、決して一人の教職員が抱え込むことの無いようにし、いじめに対しては学校体制で解決に向けて取り組んで下さい。

(中略)

いじめについては、全ての教育活動を通じて未然に防止することが必要です。しかし、いじめはいつでもどこでも起こり得るものでもあります。(後略)



## いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、 起こった場所は学校の内外を問わない。

※いじめ防止対策推進法（第2条第1項）

## 生活用アンケートの活用

□メール・ブログ・ホームページへの悪意ある書き込み



□**SNS (LINEを含む)**・メール・ブログ・ホームページへの悪意ある書き込み ※2か所

## スクールソーシャルワーカー

P.11

※ いじめ防止対策委員会のメンバーは、(中略)

**スクールソーシャルワーカー**等心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者, その他の関係者によって構成します。

P.23

[校内いじめ問題対策委員会]の図中に挿入。

## 職員会議・校内研修会

P.25

※ 重大な結果を招くことを回避するために、「ヒヤリ・ハット」事案も情報共有したり，事例に対処した経験を組織に蓄積していくことも必要です。

## データの更新等

- P.6 [発見のきっかけのグラフ]
- P.21 (4) 違法・有害情報相談センター(総務省支援事業)
- P.22 関係機関・相談機関の連絡先
- P.25 少年補導センターの啓発用カード